

# ペットタウン まちだ

第34号

2015年  
8月21日号



発行・町田市  
編集・町田市保健所 生活衛生課  
〒194-0021 町田市中町2-13-3  
☎042-722-6727 (直通)  
ホームページ <http://www.city.nachida.tokyo.jp/iryo/hokenjo/pet/index.html>

## 備えよう ペットの災害対策



災害は突然やってきます。もしもの時も、大切なペットを守るのは飼い主です。日頃から緊急時の対応を考え、避難経路の確認や災害時の対策を行っておきましょう。



### 町田市のペットの災害対策

大規模災害に備え、市では地域防災計画の中でペットの災害対策について定めており、災害時の救護活動に関する協定を町田市内の獣医師と結んでいます。

#### 1. 迷子動物の保護

町田市内の獣医師と連携し、「臨時動物保護所」を開設します。また、ペットの迷子情報と保護情報を集約する窓口も設置します。

#### 2. 避難施設でのペット対策

避難施設に飼い主とともに避難したペットは、基本的に屋外で定められた場所に集められます。体調を崩したり負傷したペットも集まるため、各避難施設では、町田市内の獣医師の協力を得て、衛生管理等必要な助言・指導を行います。

### 日頃から準備しておきたい災害時のペット対策

#### ●避難施設の確認

各地域の自主防災組織は、災害時にペットも避難してくる（同行避難）を想定し、避難施設での受け入れ場所などについて確認しておきましょう。

また、飼い主は避難訓練に積極的に参加して、避難経路や避難施設の状況を把握しておきましょう。

同行避難とは、飼い主がペットと同行し避難施設に避難することで、ペットと同一空間で生活できることではありません。

#### ●しつけ

避難施設では基本的なしつけが出来ていることが不可欠です。人に迷惑をかけないように、クレートに慣れさせる、無駄吠えをさせない、トイレトレーニングなど基本的なしつけをしましょう。

#### ●安全な飼育環境の確保

災害時は、家具の転倒や窓ガラスが割れ怪我をする恐れがあります。室内飼育の場合は、家具の転倒防止対策やガラスに飛散防止フィルムを貼るようにしましょう。屋外飼育の場合は、落下物や塀の倒壊等を考慮した飼育場所を考えましょう。



#### ●健康管理

日頃からペットの習性、性格にあった飼い方を心がけ、健康を保ちましょう。避難施設では、多くのペットが集まります。ペット同士の感染症を予防するため混合ワクチン注射、ノミ・ダニ予防などを行いましょう。**犬の場合は、必ず狂犬病予防注射を受けなければなりません。**

#### ●不妊・去勢手術の実施

不妊・去勢手術をしていないペットは、発情期の鳴き声やマーキング行為で人に迷惑をかけてしまう可能性があります。避難施設でのトラブル防止のためにも手術を済ませておきましょう。

#### ●身元表示

災害時には、ペットが逃げ出したり、避難施設に連れて行けず、飼い主と離れ離れになることもあります。飼い主の元に戻るよう、日頃から迷子札やマイクロチップ等を装着しておきましょう。**犬の場合は、犬鑑札と注射済票を必ずつけなければなりません。**身元表示は、ペットの救援の際に重要な情報となります。

#### ●備蓄品リスト（一例）

いざという時のためペット用の非常用持ち出し袋を作っておきましょう。

- 水・食料（5日以上）
- 常備薬
- 予備の首輪、リード（引き綱）
- ケージ、キャリーバック等
- 救急用品（ガーゼ、消毒薬等）
- トイレ用品（ペットシート、トイレ砂、ウンチ袋等）
- タオル
- ペットの写真

## 犬の飼い主さんへ ペットマナーを守りましょう

他人に迷惑をかけないようにマナーを守って飼育しましょう。

#### ●飼育場所のマナー

- ・飼育場所が不衛生だと悪臭やハエの発生原因となります。日頃から飼育施設内外を清潔に保ちましょう。
- ・早朝、夜間の鳴き声や無駄吠えは、近隣にお住まいの方の迷惑になります。週刊に鳴かせないようにしつけ等を行いましょ。

#### ●散歩のマナー

- ・制御できる人が引き綱（リード）を確実に持って散歩しましょう。また、公園や路上などでの放し飼いの行為は、「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」で禁止されています。逃げ出したり、人や他の犬に怪我をさせることもありますので絶対にやめましょう。
- ・フンをしたらビニール袋などに入れて持ち帰り、尿をしたら、水で十分に洗い流しましょう。

### 生後90日を越えた犬は、登録と狂犬病予防注射を

犬の登録と年1回の狂犬病予防注射及び犬鑑札と注射済票の装着が「狂犬病予防法」で飼い主に義務付けられています。法律を守り適正に飼育してください。

### 飼い犬が人にかみついた場合

飼い犬が飛びついたりかみついたりして人に怪我をさせた場合は、再発を防止、「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき以下の事項を実施してください。

- 応急処置**：被害を受けた方に消毒等の応急処置を行い、念のため病院で受診してもらいましょう。
- 事故発生届出書の提出**：24時間以内に保健所へ届け出てください。
- 飼い犬の検診（狂犬病鑑定）**：犬が人をかんだ場合は、48時間以内に動物病院で犬の検診を受けさせてください。

### 被害者には誠意ある対応を

飼い犬による事故は、トラブルになるケースが多くあります。被害者の方には誠意ある対応をとってください。



# ペットの暑さ対策は大丈夫ですか?

犬や猫などは、全身を毛でおおわれていて、熱がこもりやすいうえに、人間のように汗をかくことができません。屋内と屋外で状況に応じて暑さ対策を考え、きびしい暑さを乗り切りましょう。

## ☀️ 熱中症に注意!

犬猫の汗腺は主に肉球にしかないため、人のように発汗による体温調整ができません。平熱が38.5度と高いため、高温の環境におかれていると、すぐに熱中症になってしまいます。特に屋外で飼われているペットには、十分気をつけてあげましょう。屋内にいる場合も涼しい場所にいられるよう工夫しましょう。

## ☀️ 水は大切

夏場は普段以上に水が大切です。与えた水はそのままにせず、こまめに取りかえてあげましょう。特に屋外にいる犬の場合、水をそのままにしていると、お湯状態になることもあります。やむを得ず、日中留守にする場合は、帰宅したら早めに入れ替えてあげましょう。

## ☀️ 真夏の散歩に気をつけて

真夏は、アスファルトからの輻射熱で、地面近くの温度が50〜60℃に達することもあります。日中の散歩は、肉球のやけどや熱中症の危険もあります。散歩の時間は、なるべく朝晩の涼しい時間帯を選んであげましょう。

## ☀️ 早めに動物病院へ

熱中症が疑われる場合には、風通しの良い涼しい場所に移し、すぐにぬれたタオルなどで体を冷やし、体温を下げてください。応急処置をしたあとは、状態によっては早めに動物病院に相談しましょう。

日中の地面は  
熱くて肉球がやけど  
してしまうニャン  
涼しいところでぐっすり  
寝たいニャン!!



## こんなところにも注意しましょう!!

- 室内の温度を下げるためには、扇風機よりもエアコンのほうが効果的ですが、省エネのためにつけっぱなしは避けたいものです。エアコンでは、人より床に近いペットには寒く感じる場合がありますので、外出時には、少し高めの温度設定にしましょう。また、冷却マットなど市販の冷やしグッズもおすすめです。
- 屋外にいる犬は、直射日光が当たらない涼しい場所にいられるように工夫してあげましょう。すだれなどで日陰を作ってあげることも対策になります。
- 締め切った部屋や車の中で、ペットだけにするのはやめましょう。

## 避妊・去勢手術補助事業を見直します

市では、1992年度より「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨に基づき、動物愛護の意識を高め、不幸な命を増やさないために避妊・去勢手術に係る費用の一部を助成してきました。その結果、当初の事業目的である「避妊・去勢手術を行い繁殖制限する」という考え方が、飼い主の間で定着してきました。これらを踏まえ、**2016年度で飼い犬、飼い猫の避妊・去勢手術補助事業を廃止します。**一方、飼い主のいない猫につきまちは、依然、フン尿被害や子猫が生まれたなどの相談が多いことから、今後も補助事業を継続していきます。

種別	補助金額	2016年度まで	2017年度より	
飼い犬	おすめす	3,000円	○	×
	めすめす	6,000円	○	×
飼い猫	おすめす	2,500円	○	×
	めすめす	5,000円	○	×
飼い主のいない猫	おすめす	2,500円	○	○
	めすめす	5,000円	○	○

## 犬と楽しく暮らすための基礎講座を開催しました

初めて犬を飼い始めた方やこれから飼い始める方などを対象に、犬の健康管理やマナー、しつけ等を学ぶ場として、年4回(1回の定員は40名、参加費無料)開催しています。今年度第1回目の6月24日には、JAHA認定パピーケアスタッフの伊藤洋子氏や保健所職員が講師を務め、34名の方が受講しました。

今後は、2015年9月13日(日)、12月9日(水)、2016年2月24日(水)の日程で開催する予定です。飼い犬のことでお困りの方もぜひご参加ください。詳しくは町田市保健所生活衛生課 ☎ 722-6727までお問い合わせください。



## マナー啓発看板を無料配布しています

ペットマナー啓発のための看板を無料で配布しています。看板は犬のマナーが3種類、猫のマナーが1種類です。配布場所は、町田市保健所中町庁舎2階生活衛生課、市庁舎7階保健総務課および市庁舎1階市民相談室です。個人の場合は各種2枚まで、町内会・自治会や地域のペットクラブなどの団体の場合は、各種20枚までお渡しできます。



## ペットに関する手続き等は町田市保健所へ

### 【主な業務内容】

- 犬の登録、住所変更、死亡届等の手続き
- 犬、猫の避妊・去勢手術の補助事業
- 飼育動物に関する相談
- 犬による咬傷事故等の届出
- 狂犬病予防注射済票の交付
- 迷い犬・迷い猫の連絡受付
- 係留されていない犬の捕獲
- 負傷動物の収容等

町田市保健所中町庁舎 〒194-0021 東京都町田市町2-13-3  
電話：042-722-6727 FAX：042-722-3249

**9月20日～26日は動物愛護週間です。動物は最期まで大切に飼いましょう。**